

## 令和4年度 所定疾患施設療養費算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合施設内での対応について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

### 所定療養費（Ⅱ）

1. 対象の入所者は次の状態のいずれかに該当するものであること。

- イ) 肺炎
- ロ) 尿路感染症
- ハ) 带状疱疹
- ニ) 蜂窩織炎

※入所者に対し投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

※緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。

- 2. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載すること。
- 3. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- 4. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
- 5. 検査等をする医師が介護老人保健施設の医師が感染症に関する内容を含む研修を受講していること。
- 6. 主な「検査」と治療内容

肺炎	「胸部画像検査」「血液検査」「尿検査」「血中酸素濃度測定」 抗菌薬点滴及び内服 鎮咳薬 去痰薬 鎮咳去痰薬 その他
尿路感染症	「尿検査」「血液検査」「画像検査」 抗菌薬点滴及び内服 専門医への受診 その他
带状疱疹	「特徴的発疹の視診」「協力病院専門医受診」「血液検査」 抗ウイルス薬点滴及び内服 非ステロイド性抗炎症薬 外用薬 その他
蜂窩織炎	「視診」「触診」「血液検査」「画像検査」 抗菌薬（抗生物質、抗生剤）内服及び点滴 非ステロイド性抗炎症薬や解熱鎮痛剤内服 その他

### 令和4年度 所定疾患施設療養費算定状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
尿路 感染	件数	7	15	8	8	11	8	8	6	11	5	12	5	104
	日数	54	105	56	56	57	34	68	52	77	19	73	20	671
肺炎	件数	1	1	2	2	1	1	3	1	4	2	1	3	22
	日数	10	10	19	14	3	10	23	10	26	16	10	18	169
带状 疱疹	件数	2	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	7
	日数	20	4	7	10	0	0	4	5	0	0	0	0	50
蜂窩 織炎	件数	0	3	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	5
	日数	0	30	0	0	6	7	0	0	0	0	0	0	43